

## 「鰻は誰のもの」事件

2014/06/27

2014年3月1日、魚の養殖・販売を行っているA水産（株）は資金繰りに難渋し、長期的な取引のあったYから、4000万円を3か月間借り受け（利息・損害金の約定は省略する）、その担保としてAの有する養殖生け簀の中の養魚（甲とする。この時点で約5000万円の価値があった）すべてをYに譲り渡し、占有改定による引き渡しを行った。その契約によると、Aは、通常の営業の範囲では、Yにいちいち同意を得ることなく甲を販売できること、しかし転売先と販売量をYに遅滞なく連絡すること、Aは新しい魚を購入して適時に補充するべきことなどが定められていた。

一方、Xは養殖魚の稚魚を生産し、養殖業者に販売している業者である。2014年4月1日、Xは、Aに鰻の稚魚1トン（乙とする）を代金2000万円で販売して引き渡し、契約時に300万円を受け取った。残代金1700万円は2か月後を支払期日とし、特約条項として、代金完済まで、鰻の稚魚の所有権はXに留保し乙を他の魚と一緒にしない旨を合意した。しかし、AはXにはYとの契約のことは告げなかった。

同年4月15日、春の嵐のため、水位が異常に上昇して生け簀の網の一部が破れ、Aが応急措置を施したものの、甲の約半分が流出して失われたほか、甲と乙が混じりあってしまった。同月25日、Aは、成魚と稚魚の混在した状態の魚をほぼすべてBに代金4000万円で販売して引き渡し、その時点で支払を受けた500万円を漁網の整備や借入金の返済に充てた。残代金3500万円は翌月末払いと合意された。その後、Bが成魚と稚魚を分けて順次加工し販売した。現在、Bの手元にはAから買い受けた魚はもう存在しない。Aは養魚全部のBへの販売をYに連絡したが、その時点ではYは特に反応をしなかった。

AはC保険会社に対する損害保険金請求権をあてにしていたところ、同年5月15日、Cが本件損失はAの管理上の重大な過失によるものだと保険金の支払を拒絶した。そのためAは事実上倒産した。同年6月1日、5月末に養魚すべてのBへの売却の事実を知ったXが、Bに対して自己への1700万円の支払を求めたところ、Yからも3500万円全額の直接支払いを求められたBは、債権者不確知を理由に全額を供託した。

XとYの法律関係はどうなるか。

\*注1 倒産法の適用申請はないという設定であり、倒産法の解釈適用を問題にする必要はない。

注2 鰻の人工養殖は実現していない。本問題はすべてフィクションである。